

令和5年3月17日

第34回総会議事録

福島市農業委員会



事務局長 ご案内の時間となりましたので、穴戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 5番 加藤良子委員、11番 大宮篤司委員、20番 黒澤喜久夫委員より欠席の旨、届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第34回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

1番：栗原武弘委員、21番：齋藤貴裕委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の五十嵐主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(178件)】

合計178件、令和5年3月17日提出、福島市農業委員会会長 穴戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 整理番号1番の案件について説明いたします。この農地は譲渡人の自宅の周りにあり、現在は保全管理をしている状態です。譲受人は譲渡人の姉にあたり、使用貸借権を設定し新規就農するものです。譲受人は市内にて2年間ほど研修を積んでおり、問題はないものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。

よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 7番 議長7番（発言を求める。）  
 議長 7番（発言を許可する。）  
 7番 整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番の譲受人は会社勤めを定年退職し、本格的に専業として農業を営んでいる方です。この農地は譲受人の自宅と畑の間にあります。若干値段は高いですが、この農地の取得により自宅から畑までつながり、利便性が非常に高いということで、譲受人が希望し話し合いによりこのような形になったとのこと。譲受人は水稲、りんごを栽培している農家で、まだまだ若いですから問題なく耕作されるものと考えます。整理番号3番の譲受人はもも、りんご、ぶどうを耕作している大規模な専業農家です。この農地は譲受人の農地と地続きであり、10年程前から借りてももを栽培しております。今回、譲渡人から買ってほしいとの依頼があり、自作地続きということもあり買うことに話が決まったということです。こちら区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議お願いたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 13番 議長13番（発言を求める。）  
 議長 13番（発言を許可する。）  
 13番 区域番号4番、整理番号4番について説明いたします。譲受人がこの農地を以前より耕作しておりましたが、今回正式に所有権移転をするという案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号6番、整理番号5番から7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 21番 議長21番（発言を求める。）  
 議長 21番（発言を許可する。）  
 21番 整理番号5番から整理番号7番の説明をいたします。整理番号5番は市街化区域で中間管理機構を利用できないため3条の利用です。整理番号6番は農地が付随する空き家を取得したための所有権移転の申請です。整理番号7番は隣接する便利な土地のため譲受人の経営規模の拡大を図るための申請です。いずれも区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく  
 お願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号8番についてご説明をいたします。譲受人はこれまでも利用権の設定を受けて耕作して  
 いましたが、今回3条に切り替えるという申請です。従来通り耕作をするということですので、  
 区域協議会では許可相当と判断しております。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご  
 異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、  
 整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分  
 についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用3件の許可申請で、市処分案件です。いずれ  
 の申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障  
 を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。  
 よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番、2番について、同様の案件ですので一緒に説明させていただきます。この2件は  
 昔から自宅の敷地内の農地として農作物を自家栽培しておりました。しかし、現況は駐車場とし  
 て利用しており、現況に合わせるための申請です。周辺農地に及ぼす影響はないものとみられ、  
 区域協議会では許可相当と判断しました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく  
 お願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号3番について説明いたします。申請者の住宅への進入路が農地へはみ出  
 していたので、それを是正する申請です。農作業上などの問題はなく、区域協議会では許可相当  
 と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定2件、計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番から4番までの4件についてご説明いたします。整理番号1番の案件については、賃借権の設定で復旧工事に伴う一時転用でございます。数年前の大雨で河川が氾濫し、山林の崖の一部が崩落したもので、その復旧工事のために、仮設の通路及び資材置き場として利用するものでございます。区域協議会では一時的な転用であり、周辺に及ぼす影響も少ないということで許可すべき案件だろうと判断いたしました。整理番号2番、3番、4番につきましてはいずれも太陽光発電のパネル設置の申請でございます。2番につきましては、山あいの田んぼで、近くに太陽光発電のパネルがすでに設置されているところでございます。すでに太陽光発電を設置する事業者が、町会と近隣への説明を開始しており、特に異論は出なかったと確認しております。区域協議会におきましては許可しても差し支えないだろうと判断致しております。整理番号3番、4番についてはこちらも山あいの田んぼであり、数年前から耕作を行っておらず、かなり荒れたような状態です。こちらもすでに地域での説明を終え、地域の方々からは異論がないと聞いております。区域協議会ではこちらも問題はないと判断をしたところでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番及び6ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号5番と6番について説明します。整理番号5番は譲受人が譲渡人の土地

を購入し家を建てるという申請です。整理番号6番については、特定条件付き土地及び道路後退敷地としての申請です。譲受人が宅地を造成し、2年以内に土地の購入者が現れないときは、譲受人が家を建てて、建売住宅として販売することという条件がついている申請です。周辺農地への影響はなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号7番についてご説明申し上げます。内容につきましては記載の通りで、昨年農振除外を受けた案件であります。駐車場が狭いため保育園の送迎の際に近隣等から苦情も出ており、駐車場拡張のための申請であります。区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番から10番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番の3件についてご説明いたします。整理番号8番、9番については似たような案件でありますのでまとめてご説明いたします。譲渡人の子夫婦による分家住宅の申請であります。周辺営農には支障がないと判断をいたしまして区域協議会では許可相当と判断いたしました。整理番号10番は、この先で比較的大規模なソーラー発電の事業が進められており、資材運搬等に伴い道路が狭くて通れないということで、大型車両が通れるように、一時転用するものであります。周辺に農地はなく営農には支障がないということで、区域協議会では許可相当と判断をいたしております。よろしくご審議お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の

「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について説明いたします。この土地は、願出人の父が相続した以前より耕作放棄され、40年以上未耕作だったため、山林化しております。現地調査を行い、区域協議会では許可相当と判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号2番について説明いたします。この土地は調査書の通り山林化していると判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。一般分の利用権設定が74件、240,495.37㎡、所有権移転が6件、31,097.4㎡、福島県農業振興公社への貸付分が31件、76,799㎡で、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

まず一般分の利用権設定です。9ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番の田は、元々は他の方が借り受けをして作っていた水田ですが、その借りていた方



が病気のために作れなくなったため、すぐ近くに田んぼを所有している方が借り受け、耕作をするというものでございます。区域協議会では、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から11ページ10番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 まず整理番号2番、3番についてご説明申し上げます。整理番号2番については利用権の設定を受ける者が一部の田を以前から借りて耕作していましたが、その他の田や畑も全部耕作してほしいと依頼されたため、まとめて引き受けるという内容でございます。整理番号3番については、利用権の設定を受ける者は会社を定年退職し、これまでもりんごを耕作しておりましたが、新たにりんご畑2か所を借りて耕作するという申請でございます。整理番号4番5番については再設定ということで、利用権の設定を受ける者は継続して適正に耕作しておりますので、問題ないと判断をいたしました。整理番号6番については、以前から借りて耕作をしており、父から息子の名前に変えるという内容でございます。整理番号7番については、利用権の設定を受ける者の農地がすぐ隣にあり、借りて欲しいと依頼されたため引き受けるという申請でございます。整理番号8番については、以前から父の名前で借りていましたが息子の名前に変えるという申請でございます。整理番号9番については、再設定で適正に耕作されておりますので、全く問題ございません。整理番号10番については、利用権の設定を受ける者の自宅のそばにあり、利用権を設定する者が相続をして取得した畑ですが、耕作できないということで利用権の設定を受ける者が借りて、ももを栽培するという内容でございます。それぞれ区域協議会では問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号11番から12ページ19番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 区域番号3番、整理番号11番から19番までの案件についてご説明します。整理番号11番、12番については再設定であり、現在作付けがなされておりますので特に問題ないと判断しております。整理番号13番から17番につきましては新規設定となっておりますが、父の名義これまで契約していたが、息子が認定農業者になったということで息子の名義で新たに契約を結ぶという案件でございます。18番については再設定で、現在も作付けされておりますので、問題ないと判断しております。19番は新規設定ですが、これまでも利用権の設定を受ける者が借り

て作付けをしており今回正式に農業委員会を通して契約したいとのことでの申請となっております。全案件とも区域協議会の中では、許可相当と判断いたしましたのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号20番から15ページ41番までの22件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号20番からの案件について、ご説明を申し上げます。整理番号20番については、利用権の設定を受ける者は若手の後継者で一生懸命農家をやっている方です。新規設定ということですが、利用権を設定する者が高齢で耕作できないので耕作をするということでございます。なおりんご、ももを耕作する予定で賃借料が米となっておりますが、これは利用権を設定する者の希望であり、利用権の設定を受ける者は米も栽培しているので何ら問題なしと判断したところでございます。整理番号21番につきましては、父から経営移譲されたということで、息子の名前での新規設定となっております。整理番号22番については、以前は利用権の設定を受ける者の夫の名前で借りて耕作していた所で妻の名前での新規設定となっております。整理番号23番については再設定であり、きちんと耕作しておりますので、問題なしと判断したところでございます。整理番号24番については、利用権の設定を受ける者が先ほど出てきた整理番号20番と同じです。新規設定であります。問題なしと判断したところでございます。整理番号25番については再設定であり、現在もきちんと耕作されているので問題なしと判断しました。整理番号26番は新規設定ではあります。利用権の設定を受ける者は以前も部会の部会長もやっております。借り受けたこの農地についてもきちんと管理するものと思っております。整理番号27番、29番の利用権の設定を受ける者は大きな農家でございます。何ら問題なく耕作されるものと思っております。整理番号28番は、新規設定でございますが果物、田んぼを手広くやっている方でこの方についても問題なく、今後も耕作するものと思っております。整理番号30番について新規設定ですが、何ら問題なく耕作されるものと思っております。整理番号31番は新規設定と再設定があり、新規設定の農地については、別な方が借りていましたが利用権の設定を受ける者が耕作することになった案件でございます。整理番号32番については、利用権の設定を受ける者の父がこれまで契約していましたが、息子へ経営移譲するということでの新規設定でございます。整理番号33番から整理番号41番については再設定であり、現在きちんと耕作されておりますので問題なしと判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号42番から17ページ52番までの11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）  
議長 19番（発言を許可する。）  
19番 整理番号42番から説明いたします。整理番号42番は、父が亡くなり息子が新たに利用権を設定する者となったため新規設定ということでもあります。整理番号43番の利用権の設定を受ける者は大規模に田んぼを耕作しております。再設定であり、真面目に耕作している農家であります。整理番号44番は大規模に耕作している法人なので再認定ということで、区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号45番、46番も再設定であり、大規模な農家で、真面目に耕作しているので、区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号47番も再認定ということで、米を真面目に作っている方なので区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号48番は、利用組合の機械を利用し耕作していくということで了承いたしました。整理番号49番、50番の利用権の設定を受ける者も、規模が大きく田んぼ専門で耕作している方で、真面目に耕作されているので、問題はないと判断いたしました。整理番号51番は別の方に貸していましたが高齢のためできないということで、利用権の設定を受ける者に新規設定ということでの申請です。頑張ってくださいと思っています。整理番号52番の利用権の設定を受ける者は花木専門で耕作している方で、再設定ということもあり間違いはないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
農地係長 区域番号6番、整理番号53番から21ページ67番までの15件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
21番 議長21番（発言を求める。）  
議長 21番（発言を許可する。）  
21番 区域番号6番、整理番号53番から67番までの15件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。新規設定10件、再設定5件すべて区域協議会では問題なしと判断されました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
農地係長 区域番号7番、整理番号68番から22ページ74番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
24番 議長24番（発言を求める。）  
議長 24番（発言を許可する。）  
24番 区域番号7番、整理番号68番からご説明をいたします。再設定が3件。新規設定が4件。いずれも正しく、今後も耕作される見込みでありまして、区域協議会では設定する利用権の内容について適正と認めましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、23ページ、一般分の所有権移転です。区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求め。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番の案件について、所有権の移転を受けようとする者は部会の部会長等もやっている方でございます。整理番号2番については先ほども出ておりました大規模に農家やっている方で、所有権移転により今後もきちんと耕作されるものと、区域協議会では判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 24ページ、区域番号7番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求め。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番の4件についてご説明をいたします。整理番号3番、4番、5番につきましては、いずれも小作をしておいた農地について、地主さんの申し出により、今回買い入れということで、所有権移転するものであります。整理番号6番につきましては、これも小作をしておいた農地ですが、地主さんの意向により、無償でもらってくれというようなことで今回条件が整って所有権移転ということになりました。いずれの件につきましても、区域協議会では適当と認めましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 25ページ、福島県農業振興公社分です。区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求め。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 ご説明いたします。整理番号1番、2番でございますが、こちらは再設定でございます。いずれもねぎを中心に作っております。特に問題はないものと判断したところですが、整理番号3番についてはJAより移行ということで、以前より耕作をしているため、こちらにも特に問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から26ページ12番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。

よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 7番 議長7番（発言を求める。）  
 議長 7番（発言を許可する。）  
 7番 整理番号4番、5番について説明申し上げます。いずれも中間管理機構を通しての貸借でございます。利用権の設定を受ける者はそれぞれ果樹農家です。規模拡大ということで、それぞれりんごを栽培するという契約の内容でございます。整理番号6番については、利用権の設定を受ける者は利用権を設定する者の子の妻です。以前に梨を栽培していた農地をぶどうに改植し、利用権の設定を受ける者が独立し新規就農するという内容です。畑がその近くですので、指導を受けながら適正に耕作できるものと判断をしております。整理番号7番から12番までについては、JAからの移行ということでそれぞれ適正に耕作されておりますので、区域協議会では問題ないと判断をいたしました。よろしくお願いたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 【「異議なし」の声】  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号4番、整理番号13番から28ページ24番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 12番 議長12番（発言を求める。）  
 議長 12番（発言を許可する。）  
 12番 整理番号13番、14番については、それぞれ若手の後継者でございます。新規ではございますが、きちんと耕作されるものと思っております。整理番号15番については、JAからの移行ということで、現在きちんと管理されているので問題ないと思います。整理番号16番については、先ほど2番の区域でも出た方の案件でございますが、若手で今後もきちんと耕作されるものと思っております。整理番号17番、18番については、手広く果樹を中心にやっている法人でございます。問題ないと判断したところでございます。整理番号19番については、2年前に新規就農した方で、この方についても問題なく耕作するものと思っております。整理番号20番から23番まで、すべてJAからの移行ということで、現在、すべてきちんと耕作をされております。整理番号24番については、利用権を設定する者は務め人で耕作できないため、親戚でもあります利用権の設定を受ける者に耕作していただくという案件で何ら問題ないと思われま。すべて区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。  
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 【「異議なし」の声】  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 29ページ、区域番号6番、整理番号25番及び26番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。  
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 21番 議長21番（発言を求める。）  
 議長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号25番、26番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。整理番号25番は、利用権を設定する者が高齢により耕作ができなくなったため、整理番号26番は、利用権の設定を受ける者が新規就農してきゅうりや春菊などの野菜を栽培するためであり、区域協議会では問題なしと判断されました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号27番から31ページ31番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号27番からご説明をいたします。利用権の設定を受ける者は先月新規就農として、議案にあがった方でありまして、今回近くにも畑が空いていたため、規模拡大ということで、適正に管理をされるものと思われまして、整理番号28番の利用権の設定を受ける者は果物、水田を中心に大規模に経営をしており、今後も適正に耕作されるものと思われまして、整理番号29番の利用権の設定を受ける者は新規就農でありまして、1年間研修を受けていたということでありまして、ご両親も現在農家をやっています。今回は研修が終わるということで、ご自分の名前で契約をして新規就農という形になっております。整理番号30番の利用権の設定を受ける者も新規就農で、研修を受け、今回農地が見つかりまして、きゅうりを栽培する予定であります。整理番号31番、この場所は別な方が耕作しておりましたが、耕作できなくなったため、近隣で大規模に水田を耕作している方が借りることになったという案件でございます。区域協議会では、利用権の内容について適正と認めましたのでよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 32ページをご覧ください。議案第6号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）の公示廃止についての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地法に規定する下限面積要件が削除されることから、これまで福島市農業委員会が設定し公示した、別段の面積及び関係する取扱要綱について公示廃止をするものです。

33ページをご覧ください。今回廃止する下限面積（別段の面積）は3件で、廃止する要綱は2件です。公示廃止の公告は、総会議決後直ちに行い、公示廃止の施行日は令和5年4月1日进行予定しております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）の公示廃止について、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書34ページ、報告第1号から44ページ報告第5号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。

これで、第34回総会を終了いたします。

(午後3時05分)

令和5年3月17日

これは、福島市農業委員会第34回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人21番 \_\_\_\_\_